

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令４-職１〕

第１ 当審査会の結論

5 諮問に係る下記の表現活動２及び３は、いずれも大阪市ヘイトスピーチへの
対処に関する条例（以下「条例」という。）第５条第１項各号に掲げる表現活
動に該当するとともに、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチ（以下単
に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

10 諮問に係る下記の表現活動１は、条例第５条第１項各号に掲げる表現活動に
該当するが、ヘイトスピーチには該当しない。

記

（表現活動１）

15 令和４年７月に大阪市内で２名の弁士（それぞれ「弁士Ａ」及び「弁士Ｂ」
とする。）により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、
弁士Ａにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動１」という。）

（表現活動２）

20 本件街宣活動のうち、弁士Ｂにより行われた街宣活動（以下「本件表現活
動２」という。）

（表現活動３）

25 インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」（<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。）において、本件街宣活動を記録した
動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、本件動画サイト内の特定のウェ
ブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及びそのタイト
ル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定多数の者が視
聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動３」といい、本件表現
活動１ないし３を併せて「本件表現活動」という。）

第２ 結論に至った理由

１ 本件街宣活動に係る表現活動の主体について

35 本件街宣活動は、令和４年７月に大阪市内で２名の弁士により行われた街
宣活動である。

本件動画により弁士Ａ及びＢの発言等を当審査会が確認したところ、弁士
Ａが、選挙活動において特定の団体（以下「本件団体」という。）の公認であ

る旨の発言を行っており、本件表現活動が行われた令和4年7月は、選挙期間中であったことを考慮すると、本件表現活動は本件団体により行われた選挙活動であるものと考えられる。

5 しかしながら、本件動画により弁士A及びBの発言等を当審査会が確認したところ、弁士Aについては本件表現活動1を行う目的として大阪市に対して批判を行うためにこの場所において本件表現活動1を行う旨を述べており、その後の表現内容についても本件団体の掲げる政策や選挙公約等に関する内容よりもむしろ過去に当審査会が行った判断等に関する批判を述べている。また、弁士Bについても本件表現活動2の冒頭で自身を紹介する際、
10 本件団体とは異なる政治団体代表を名乗るとともに、本件団体の掲げる政策や選挙公約等に関する内容ではなく、主に在日韓国・朝鮮人に関する事項について述べている。

15 上記のことを総合的に勘案すると、本件街宣活動は、本件団体による統率のとれた街宣活動ではなく、弁士A及びBが思い思いにそれぞれの主義主張を述べているに過ぎないことが認められる。

 これらのことから、当審査会は、本件街宣活動は本件団体による活動でもあると捉えて評価する必要はないものと判断した。

20 以上を踏まえて、当審査会は、本件表現活動1は弁士Aにより、本件表現活動2は弁士Bにより、それぞれ行われた独立の表現活動であり、また、本件表現活動3についても、本件街宣活動を記録した動画であることから、独立した表現活動であるものと認めることとした。

25 以下、本件表現活動1ないし3のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場合には、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

2 本件表現活動3の調査審議対象とする本件動画等について

30 本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市内に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民局において確認した令和4年7月11日時点における本件動画等の内容を
35 調査審議の対象とすることとした。

3 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 弁士A

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動のうち、本件表現活動1については、下記5に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、弁士Aについては、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、弁士Aに対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に弁士Aが応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、弁士Aについては、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

イ 弁士B

弁士Bに対しては、相当の期間を与えて、意見提出等の機会を付与する旨の通知を行い、併せて、弁士Bからの申立てがあれば、条例第9条第3項に基づき口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、弁士Bからは、意見等の提出はなかった。

ウ 本件表現活動3を行ったもの

本件表現活動3を行ったものに対する意見提出等の機会について、当

審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動3を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、本件表現活動3を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、意見提出等の機会において、弁士Bに対し、確認したところ、上記

5 イのとおり所在に関して弁士Bからは、回答はなかった。
以上より、本件表現活動3を行ったものについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

10 (1) 本件表現活動1及び2について

本件表現活動1及び2が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動3について

15 条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動3は、大阪市内で行われた本件表現活動1及び2の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、本件表現活動2は下記6に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動3は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

20 5 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号該当性について

25 条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

弁士Aの発言の一部には、次のような表現が見られる。

- 30 ・過去の特定の事件（以下「特定事件」という。）を暴動と評価し、朝鮮学校関係者が同校に対する補助金のために当該暴動を再現しようとしたという旨の発言
- ・条例に基づいて、上記発言の内容をヘイトスピーチでっちあげ事件であるとして被害申請を行ったところ、当審査会が虚偽の認定を行ったとして、当審査会が過去に取り扱った事案に係る判断を批判する旨の発言
- 35 ・条例は、朝鮮学校関係者からの要望に基づき大阪市が制定したものであり、大阪市が条例を制定したことを批判する旨の発言

当時の新聞記事及び特定事件を研究対象とした一般書籍等においても、本件表現活動1の発言内容における「非常事態宣言」発出下の取り締まりに係る経過等が見受けられるとはいえ、繰り返し特定事件に触れ、朝鮮学校関係者が特定事件を再現して朝鮮学校への補助金を勝ち取るという旨を述べていることは、表現の内容又は表現活動の態様、表現の手段及び表現が向けられた対象者への直接性等によっては、ヘイトスピーチに該当する可能性がある。

しかしながら、たとえ独自の意見であったとしても、表現の自由等との関係を考慮すると、特定の人種・民族を排除すべきなどと主張する場合は別として、外国人に係る施策がどうあるべきか、より多くの者が納得できるような在り方について、公の場で議論がなされること自体に関しては許容されるべきである。

こうしたことを総合的に勘案すると、本件表現活動1に限れば、あくまでも当審査会が過去に取り扱った事案に係る判断に対する批判及び条例制定に係る大阪市政に対する批判を行うことを目的に大阪市内で行われたものであり、その話の流れの中で行われた発言であることを踏まえると、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、在日韓国・朝鮮人のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものであるとまでは言えない。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当しない。

(2) 小括

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

6 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動2においては、在日韓国・朝鮮人を指して、すべての人が危険であると感じるのが普通である旨、変態である旨、嘘つきである旨の発言が繰り返されていることから、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪・差別の意識をあおることを目的として行われたものであることが明らかに認められる。

この点、弁士Bは、上記発言について、本件表現活動2の中で、警察庁の平成24年犯罪統計書の数値に基づく計算（以下「本件計算」という。）を基にしており、本件計算に基づく、どのような定義であるかは定かでは

ないものの、弁士Bが主張する「犯罪率」においては、犯罪の例とあわせて、日本人よりも在日韓国・朝鮮人の方が高い等の発言を理由として、差別発言ではない旨を主張（以下「本件主張」という。）している。

5 しかしながら、弁士Bの指摘する本件計算が正確であるかどうかは別にしても、平成24年当時の、特別永住者約38万人全般、あるいは、同特別永住者を含めた在留韓国・朝鮮人（中長期在留者及び特別永住者）約53万人全体のうち、ごく一部が凶悪犯、粗暴犯及び公然わいせつにより検挙されているに過ぎない。にもかかわらず、そうした韓国・朝鮮人の犯罪の例とあわせて、韓国・朝鮮人は罪を犯しても強制送還されないため、すぐに罪を犯す危険な存在であるといった発言を行うことにより、在日韓国・朝鮮人全体が、総じて危険で変態で嘘つきであるかのように表現している。

10 このことは、一部の韓国・朝鮮人の犯罪行為を理由として、これらの人々個別の性質に関する論点を、犯罪を行っていない圧倒的多数に属する個々の在日韓国・朝鮮人全体にすり替えることにより、在日韓国・朝鮮人全般を危険で変態で嘘つきであると決めつけ、憎悪又は差別の意識をあおることを目的として行っているとしか解し得ない。

15 このことからすると、結局、弁士Bの発言は、本件計算によって得られる日本人と韓国・朝鮮人との「犯罪率」の比較とは関係なく、在日韓国・朝鮮人全般を在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、危険で変態で嘘つきであるかのように表現していることと何ら変わるところがなく、そうであるならば、弁士Bが主張する本件計算は、本件主張を行う理由とはなり得ない。

20 以上のことを総合的に勘案すると、本件主張は、本件表現活動2が、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪・差別の意識をあおることを目的として行われたことを否定する理由とはなり得ず、よって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

25 (2) 条例第2条第1項第2号該当性について

30 本件表現活動2においては、拡声器等を使用するなどして、在日韓国・朝鮮人に対して一般的に誹謗・中傷とされるような発言が繰り返されており、本件表現活動2は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものであると認められる。

 弁士Bが、本件表現活動2の中で、本件計算を基にしているという主張に基づき、日本人より韓国・朝鮮人が危険であると考えるのが普通である等の発言を行っているが、(1)で述べたとおり本件主張には理由がない。

35 よって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動2の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動２は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動２を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動２は条例第２条第１項第３号に該当する。

5 (4) 結論

よって、本件表現活動２は条例第２条第１項のヘイトスピーチに該当する。

7 本件表現活動３のヘイトスピーチ該当性について

10 本件表現活動３は、本件表現活動２の内容を含む本件街宣活動の内容を大阪市内に拡散する行為である。

本件表現活動３は、本件表現活動２と、その目的及び表現の内容の意味するところについて同様であると認められ、かつ、インターネット上のウェブページにおいて、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれていたと認められることから、本件表現活動３は、条例第２条第１項各号に該当する。

したがって、本件表現活動３はヘイトスピーチに該当する。

8 結論

20 以上の次第で、第１記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和4年度 令4-職1

年 月 日	経 過
令和 4 年 8 月 19 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 4 年 8 月 19 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 9 月 29 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 11 月 10 日	調査審議（論点整理）
令和 8 年 1 月 30 日	調査審議（論点整理）
令和 8 年 2 月 24 日	調査審議（答申案）
令和 8 年 3 月 16 日	調査審議（答申案）
令和 8 年 4 月 30 日	調査審議（答申案）
令和 8 年 6 月 15 日	調査審議（答申案）
令和 8 年 7 月 29 日	調査審議（答申案）
令和 8 年 8 月 19 日	調査審議（答申案）
令和 8 年 9 月 2 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）